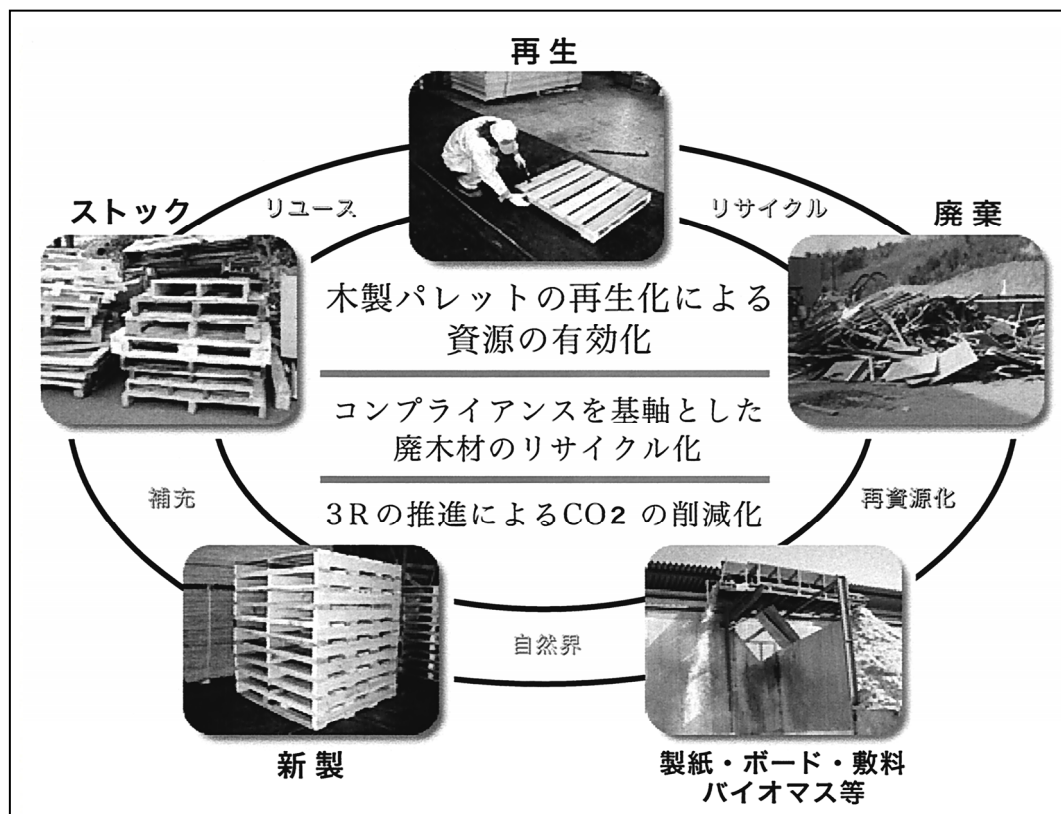


7) 複数企業の木製パレット再利用事例ー 3

木製パレットメーカー、産業および一般廃棄物処分業社、排出業社の異業種 3 社によるエコビジネスの立ち上げ例である。



- ① 不要木製パレットを修理可能と廃棄に分け、修理可能品は修理する、廃棄は、木チップ化し、ボードや燃料として再利用、リサイクルする。
- ② 修理する場合は修理ランクを設定している、例えば修理費が 1000 円以下のみ修理し、それ以上かかる場合は廃棄に分けて、再使用、リサイクルする。
- ③ 出張修理、例えば、修理費が 1500 円なども対応する。
- ④ 某お客様の木製パレットに関して千葉県柏市に問い合わせたときは、木製パレットは一般廃棄物だが、リサイクルされ有効利用されるなら産業廃棄物扱いで良いといわれた。他府県でも同じではないかともいわれた。

8) 地球温暖化ストップに貢献する木製パレットリサイクルシステムの構築のまとめ

(1) 京都議定書の削減目標

日本は 2012 年までに温室効果ガスの排出量を 1990 年比 6%削減。削減目標の 6%のうち 3.9%までは新しい植林や、手入れをした森林が吸収する量を数えてよいことになっている（林野庁見解）。

(2) 温暖化対策に関する取り組み（環境省）

①エネルギー供給部門対策で、バイオマス利活用を推進（バイオマスタウンの構築）

②CO₂ 吸収源として森林等による CO₂ の吸収量を算入

- ・健全な森林の整備
- ・保安林等の適切な管理・保全
- ・国民参加の森林づくり等の推進
- ・木材・木質バイオマス利用

(3) 木製パレットを使うことは環境を守る

森林は、水をため、空気や水をきれいにしてくれる。そして、森林がつくり出す木材は空気中の CO₂ を材料にして、太陽エネルギーを使った樹木の光合成によってつくられる。したがって、木材はクリーンな太陽エネルギーのかたまりといえる。さらに、森林は地球温暖化の原因になる CO₂ を吸い込む働きもする。木材は燃料として燃やした場合 CO₂ が排出されるが、森林の再生に使用される CO₂ 吸収量とほぼ同程度となるため、トータルの CO₂ 排出量は、ごく微量、もしくは差引き 0 となる。

また、伐採された林地に新たに植樹を行い、この営みを繰り返す。このサイクルでは、木材ができるのに使われた CO₂ を元に戻すだけであるので、石油や石炭と違って空気中の CO₂ を増やすことはない。木材として使用していれば、その間は CO₂ を木材の中に閉じ込めていることになる（T11 型パレット 0.06m³ では、約 12Kg の CO₂ 貯留となり、日本全国の使用パレットを 3 億枚とすると、パレットの CO₂ 貯留量は、CO₂ 換算 360 万トンになる）。そのため、木材を使うことは環境を守るために非常に良いことであるといえる。一般に木製パレットは計画植林材を使って作られている。

(4) 木製パレットを使えば地球が健康になる

木材を使えば、人も健康になり、木材が売れるようになると、植林の増加や森林の手入れもできるようになる。そうなれば空気中の CO₂ の吸収力も高まるため、地球も健康になるといえる。

(5) 木を切らないと森林が守れない

森林に多くの CO₂ を吸収してもらうためには、計画的な植林、適切な伐採などの管理を強化し、元気な森林をつくらなければならない。

若木の樹齢 5～10 年ものでは、老木の 15 年～20 年ものの 9 倍程度大きい CO₂ 吸収量とされており、伐採・植林の計画生産の必要性がこの面からも重要である。京都議定書においては、CO₂ の吸収源としての植林の機能が重要視されている。また、1 本のクスノキは、1 年で 80Kg の CO₂ を吸い込んでくれる。これは車 1 台が出す量を 28 本のクスノキで吸い込んでしまう計算になる。元気な森林は、これだけでなく、1 本の木に多くの葉を付け、広く根を張って、土の中にたくさんの隙間を形成させるので、スポンジのようにたくさんの水が蓄えられることになる。したがって、洪水や水不足を防ぐ緑のダムになる。ところが現在日本では適切な伐採がされないため、森林は元気を失いつつある。

もっと木を使用し。計画的に木を伐ることは環境に悪いことではない。木製パレットのリサイクルシステムは、地球を救うことに確実に貢献できるのである。

(注) 出典：(社) 日本パレット協会「地球温暖化ストップ」パンフレットより

5) 法規制への要望事項

(1) 現状の課題

物流業界で毎年廃棄される推定 4000 万枚の木製パレットが、廃掃法上、一般廃棄物と見なされている。

(2) その状況

木製パレットを処分する場合、地方自治体の処分場では 30cm 以下または 1/3 に裁断、さらに、釘を取らないと受け入れてもらえない。仮に裁断しても 2t/日しか受け付けられない所もある。また、木チップ化し、紙、木質ボード、あるいは燃料チップにする場合でも、一般廃棄物の中間処理場の認可を得ていなければ、受け入れてもらえない。地方自治体では、受け入れてもらっても、単に燃やすだけとなり、現況では木製パレットの再使用、リサイクルができずに困っている。

(3) 原因（関連法令：規制の現状）

産業廃棄物の「木くず」は、「建設業、木材又は木製品製造業などに係わるもの（これ以外の業種から発生するパレットや梱包材は事業系一廃）」となっている。

(4) 改善要望内容

木製パレットを再使用あるいはリサイクルする場合は、見なし産廃としても扱えるような方策の検討が望まれる。生産統計のある国内の木製パレットおよび生産統計のない輸入木製パレットと、木箱や木枠梱包材（パレット以上に量もあり処分に困っている企業もある）などの梱包材は、すべて事業系一般廃棄物なので、これらを事業系一般廃棄物および見なし産業廃棄物のどちらでも良いという通達が環境省から市町村に出されることが望まれる。

(5) 改善依頼先

環境省などの関係行政機関

(6) 今後の取り組みへの提言

木パレットのリサイクル処理に関しては、あくまでも市町村の判断であり、排出先の市町村と中間処分場の両許可があって初めてチップ化等の効果的処理が可能であるが、現実的には極めてまれなケースである。実際、某飲料メーカーが、排出エリアの中間処分場（リサイクル）の属する自治体の複数に相談したところ、「不可」あるいは「適法なら可（曖昧な表現）」など、異なった判断が出ており、現実には手の打ち様がない状況である。そのため、トラックターミナルの例の中でも参加していない企業が存在する。今のままでは、リサイクルは一部に留まり、感覚的ではあるが10%はいかないであろうと推測できる。重要なキーワードは「大々的な共同化を可能とする」ことである。

従って、環境省から「業種を問わず木パレットおよび輸入木製パレットや木箱・木枠梱包材のリサイクルを、一般廃棄物および見なし産廃のどちらでもよいとする」旨の通達が出されれば、全国的な共同化による大規模なレベルでの活動が可能になり、日本全国で一気に木パレットのリサイクルが進展し、多量のCO2削減につながると予想する。